

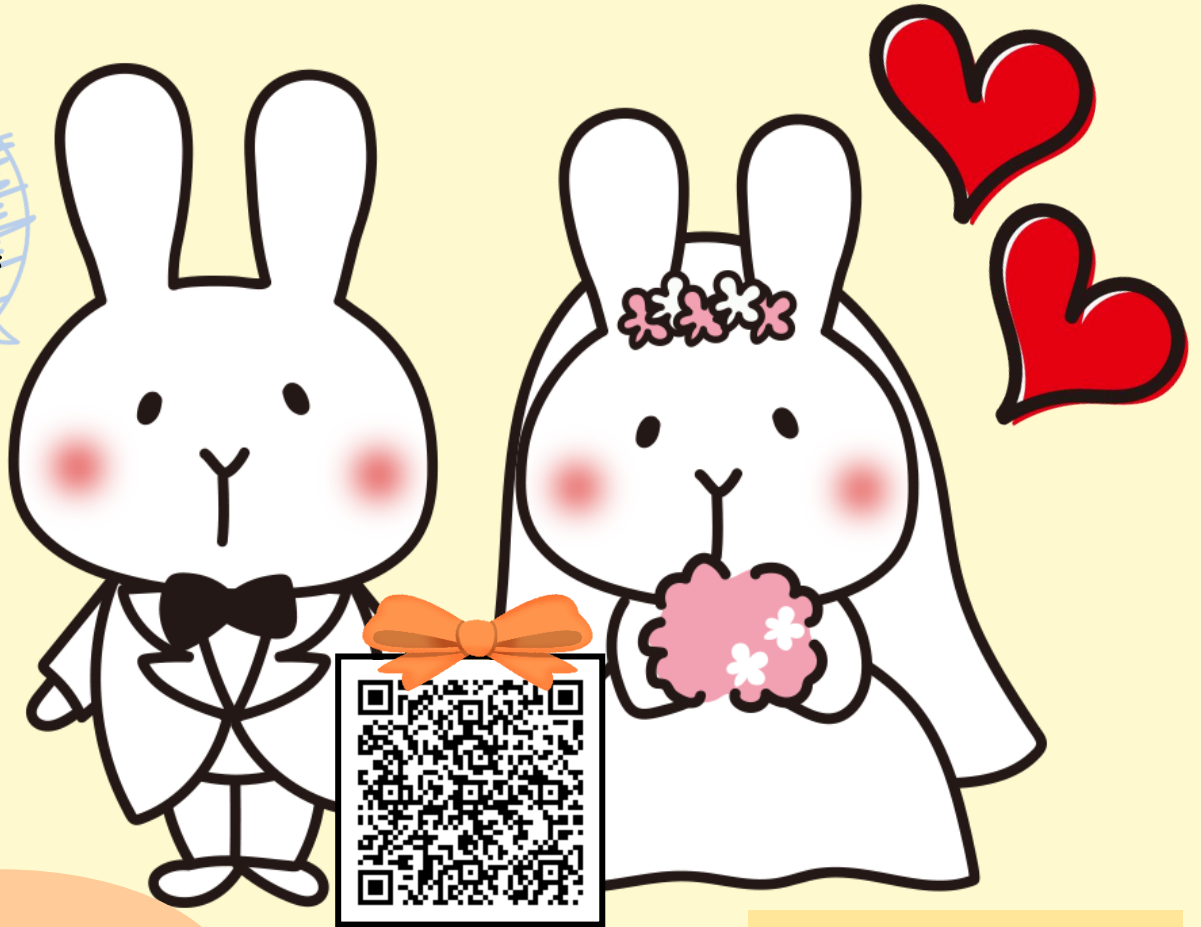
令和5年3月1日以降にご結婚された方へ

# 若者の新婚生活を応援します！！ 最大60万円を補助

住宅取得費用・賃借費用・リフォーム費用・引越し費用

お申込みは

3/15まで



夫婦ともに  
39歳以下の方

※制度詳細、手続き方法等は、  
市HPをご覧ください。

夫婦の所得合計が  
500万円未満の方

## 対象要件

- 1 令和5年3月1日以降に婚姻届を受理された夫婦であること
- 2 夫婦ともに新庄市内に住所があること
- 3 令和4年における夫婦の所得が500万円未満であること
- 4 夫婦ともに婚姻の時点で39歳以下であること
- 5 夫婦ともに市税等を滞納していないこと
- 6 過去に同様の制度による補助を受けていないこと

## 対象経費

令和5年4月1日以降に支払った次の経費の合計額を対象とします。

- 1 住宅の取得費用
- 2 住宅の賃借費用
- 3 住宅のリフォーム費用
- 4 引越し費用（引越し業者又は運送業者に支払った費用のみ対象となります）

## 補助上限額

婚姻時の夫婦の年齢による補助金の上限額は次のとおりです。

夫婦ともに**29歳以下**：60万円

夫婦ともに**39歳以下**：30万円

## 申請受付期間

令和5年4月1日から令和6年3月15日まで

## 申請方法

対象者の要件を確認し、申請書類を整え、申請先に提出してください。

- ① 婚姻日を記載した戸籍謄本又は婚姻に係る受理証明書
- ② 住宅にかかる契約書（住宅取得・賃借・リフォーム費用の場合）
- ③ 対象経費の領収書
- ④ 直近の所得が分かるもの（R5.1.1の住所が新庄市外の場合）所得証明書等
- ⑤ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金の返済額を所得から控除する場合）

## 申請先

新庄市 総合政策課  
企画政策・デジタル推進室

〒996-8501 新庄市沖の町 10 番 37 号  
☎0233-22-2115(直通)  
✉seisaku@city.shinjo.yamagata.jp